

平成 29 (2017) 年 2 月 24 日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様
文部科学大臣	松野 博一 様
オリンピック・パラリンピック担当大臣	丸川 珠代 様
東京都知事	小池 百合子 様
北海道知事	高橋 はるみ 様
宮城県知事	村井 嘉浩 様
埼玉県知事	上田 清司 様
千葉県知事	森田 健作 様
神奈川県知事	黒岩 祐治 様
静岡県知事	川勝 平太 様

一般社団法人 禁煙推進学術ネットワーク

理事長 藤原 久義



**禁煙推進学術ネットワークとして、新しい受動喫煙防止法に
面積基準による例外や喫煙室の設置を認めることに反対します。**

昨年末、多くの医学・歯学の学術団体からなる禁煙推進学術ネットワーク、日本医師会、日本医学学会、日本歯科医師会並びに日本歯科医学会は、国際スタンダードに合致したサービス産業を含め、例外なく公共の場所を全面禁煙とする罰則付き包括的受動喫煙防止法を制定されるよう根拠データを添えて、「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」を安倍首相、関連 4 大臣と小池都知事ら都道県の 7 名の知事に提出しました（資料）。

一方、厚生労働省が2016年11月に示した受動喫煙防止対策の強化の「たたき台」を基に、政府は健康増進法の改定を検討されています。報道によれば、受動喫煙の規制に面積基準による例外や喫煙室（分煙）を設けるか否かが議論されています。そこで、要望書の主旨を踏まえて、我々の見解を述べさせていただきます。

声明：健康被害の防止が期待できない観点から、受動喫煙の規制に面積基準による小規模店舗の例外を認めることや喫煙室の設置等の分煙は認めるべきではない。

理由：2016年12月7日の我々の要望書（資料）で詳細に述べているように、欧米並びにわが国のデータによれば例外なき包括的受動喫煙防止法では健康被害の防止効果は明らかですが、部分的規制や分煙では効果が期待できません。多額の費用をかけて喫煙室を設置しても完全な受動喫煙の防止は出来ない上に、喫煙を容認した場所における労働者は受動喫煙に曝露されます。罰則付き包括的受動喫煙防止法・条例が必要であることは明らかです。このことはIOC並びにWHOの勧告と一致し、2020年東京オリンピック・パラリンピック成功の必須条件でもあります。

〈 問い合わせ先 〉

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー18 階
一般社団法人日本循環器学会内 禁煙推進学術ネットワーク事務局
TEL：03-5501-0863 FAX：03-5501-9855 事務局担当：小椋・松平
URL：http://tobacco-control-research-net.jp/